

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第31号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し、低所得者に係る保険税軽減制度の拡充等、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは議案を朗読いたします。

議案第31号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。平成28年5月16日提出、開成町長、府川裕一。

それでは先に本条例の概要についてご説明をいたします。議案のほか、参考資料をお手元に配付しておりますので、あわせてご覧をいただければと思います。

国民健康保険税につきましては、平成25年の社会保障制度改革推進法等を踏まえまして、昨年12月に閣議決定された平成28年税制改正大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額の上限額の引き上げが決定されております。これを受けて、総務省は去る3月31日に国民健康保険税の課税限度額の引き上げを盛り込んだ地方税法の一部改正に係る政令を公布いたしました。これは改正地方税法の成立に合わせて、課税額等の金額を改正したものでございます。

今回の条例改正は、この政令改正を受けまして、条例の改正案をご提出させていただくものでございます。

改正の趣旨ですが、現状の国民健康保険におきまして、相当の高所得の方でありましても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みを改めるために課税限度額を段階的に引き上げまして、結果的に高所得層により多くご負担をいただき、中間所得層の被保険者に配慮した負担設定を行うというものでございます。これまで、数回にわたり引き上げが行われましたが、その引き上げ幅はおおむね1万円から4万円の幅でございました。平成28年度におきましても、基礎課税額を2万円、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げることとされました。なお、介護納付金課税額は変更がございませんので、合計4万円の引き上げとなります。これにより、

基礎課税額は52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額は17万円から19万円に、介護納付金課税額は16万円に変更はございません。

次の改正点でございますが、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置の対象となる世帯の減額判定所得について見直しが行われました。現行の5割減額の基準につきましては、基礎控除額の33万円に加えまして、被保険者数に乗ずる金額を26万円としておりますけれども、これを26万5,000円とし、また、2割減額基準については同様に47万円を48万円とされました。

それでは議案の1ページをご覧ください。

開成町条例 第 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

下の表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第2条第2項が先ほどのご説明の基礎課税額の規定でございまして、52万円から54万円に引き上げられることによる改正でございます。

次に第3項は後期高齢者支援金等課税額でございまして、17万円から19万円に引き上げられます。

次に第24条の改正であります。2ページをご覧くださいまして、減額の規定となります。基礎課税額の規定を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の規定を17万円から19万円に改正いたします。

第24条第2号の改正でございますが、基礎控除額の33万円に加えまして、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に改正いたします。

次に第3号でございます。同様に47万円を48万円に改正いたします。

附則でございます。第1条、この条例は、公布の日から施行いたします。

第2条、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については従前の例によります。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。質問いたします。保険税の軽減判定が2割、5割については拡大されたということで大変これは理解するところでございます。医療費に係る賦課限度額、あるいは医療給付費と後期高齢支援分、合わせて4万円が引き上げられることになっております。国民健康保険の広域化ということもあるわけですが、保険料については現状維持していただきたいということが希望でございます。

それから、限度額の改正分として、医療費の給付費分が54万円ということになっております。後期支援分が19万円になるわけでありましたが、この合わせて4万円、2万円ずつが法定外の繰り入れ分に、予算上どういふふうに影響するのかなということでもあります。一般会計との関係がどういふふうな形になっていくのか、金額ベースで示されれば示していただきたいと思っております。平成28年度の予算については、この件の分が含まれた形での予算計上がされているのかどうかですね。あわせてお伺いしたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それではお答えいたします。今回の改正、何度か行っておりますけれども、限度額を超える世帯数は今年の試算では、4世帯ほど増えるという計算になってございます。また、あわせて低所得者に係る軽減世帯数も5割軽減が4世帯、それから、2割軽減が6世帯ほど増えるという計算になっておりますけれども、今、申し上げましたように軽減世帯数につきましては、公費から負担されるということになります。

また、超過の世帯数は4世帯ということでございますので、大きく影響は出てこないものではないかというふうを考えておまして、具体的な繰入等の金額に影響を与えるほどの改正ではないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

ただいまの5割が4世帯、2割が6世帯ということですが、この方は滞納者とは関係ないということでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

滞納者と直接影響を及ぼすものではございません。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第31号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること

について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立 全員)

着席ください。

起立全員によって可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。お疲れさまでした

午前 9時12分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員